

父子・母子家庭等福祉金をご存知ですか

市では、事故・疾病等により両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1,500円の母子及び父子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

・福祉金の対象になる児童とは

義務教育修了前の児童で、次のような方です。

- 1 両親又はその一方が死亡した児童
- 2 父母が婚姻を解消した児童
- 3 両親又はその一方が重度障害の状態にある児童
- 4 両親又はその一方の生死が明らかでない児童
- 5 その他前各号に準ずる状態にあり、現に両親又はその一方から監護を受けることができない児童で市長が認める者

・福祉金を受けるための手続き

「つくばみらい市父子・母子等福祉金申請書」を市役所児童福祉課（伊奈庁舎1階）に提出していただく必要があります。手続きに必要なものは、受給者名義の金融機関口座です。（福祉金を振り込む口座を指定していただけます。ゆうちょ銀行口座はご利用いただけません。）

◆児童手当、父子・母子家庭等福祉金に関する問い合わせ
伊奈庁舎児童福祉課
☎58-2111（内線1162）

難病患者福祉手当のお知らせ

市では難病患者福祉手当を支給することになりました。

この手当は、原因不明で治療方法が確立していないいわゆる難病の疾病患者とその保護者の労苦に報いるため支給されるものです。下記の支給要件に該当される方は、早めに手続きしてください。この手当は、申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

1. 支給要件 茨城県発行の「一般特定疾患医療受給者証」を持っていること
市に住民登録（または外国人登録）がされていること
2. 支給額 月額1,000円
申請した月の翌月から支給対象になります。手当は毎年3月に当該年度分を支給（指定された口座へ振り込みます。）
3. 申請場所 つくばみらい市役所
社会福祉課（伊奈庁舎）
4. 持参品 一般特定疾患医療受給者証
本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行口座はご利用いただけません。）
印鑑

◆問い合わせ先
伊奈庁舎社会福祉課
☎58-2111（内線1153）